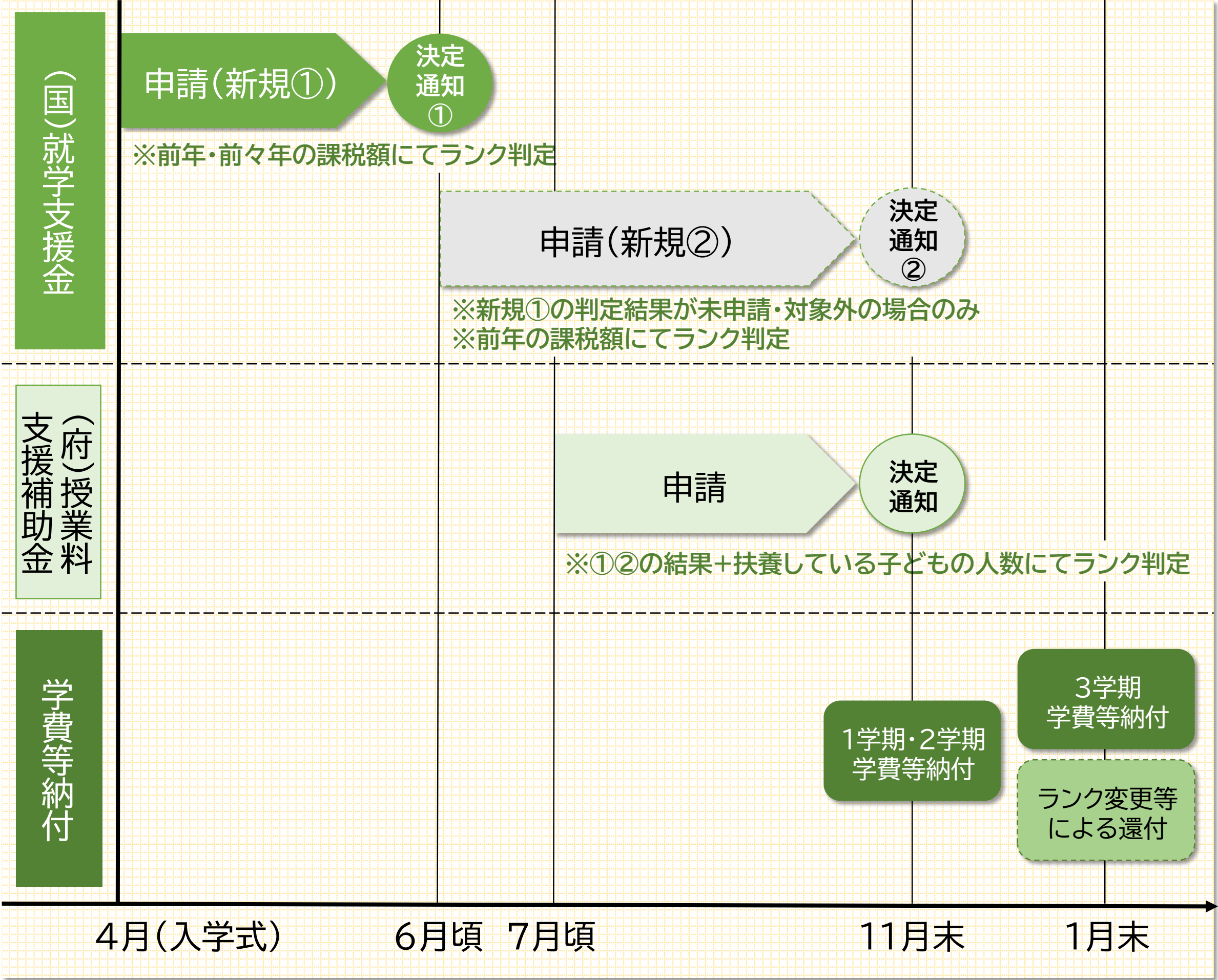


年間スケジュールについて

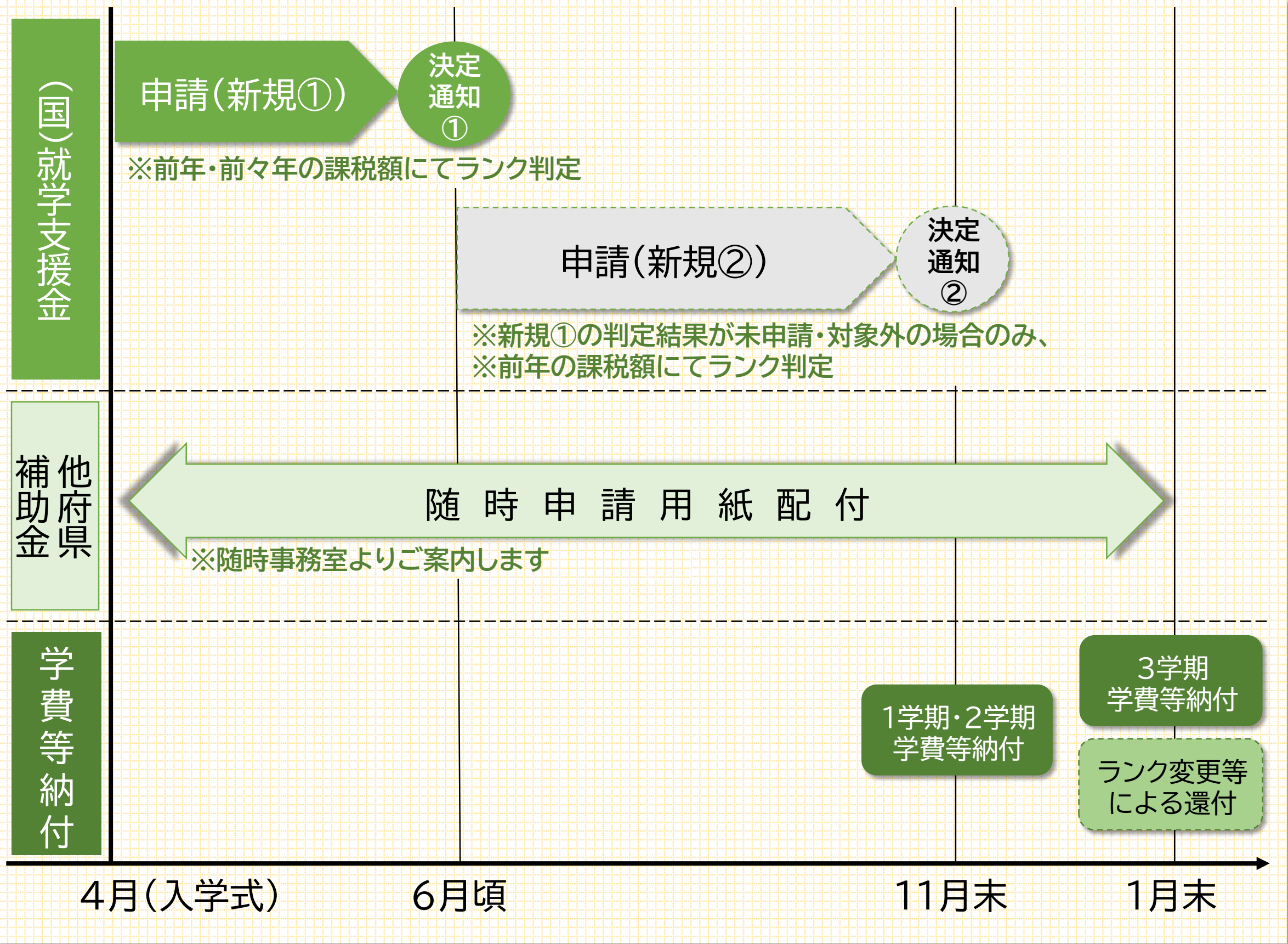
1年生

①大阪府在住



- ・就学支援金・授業料支援補助金受給のためには、それぞれ別の手続きが必要です。
- ・就学支援金申請は申請しない場合でも書類提出が必要です。
- ・就学支援金を申請せずに、授業料支援補助金のみを受給することはできません。
- ・申請時にマイナンバー(個人番号)を使用して国が税額のチェック、ランク判定をします。
- ・住民税の申告をしていない、課税地の変更(住所の変更)を学校に伝えていない等でエラーが発生する場合があります。府が定める期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず事前に住民税の申告を行ってください。

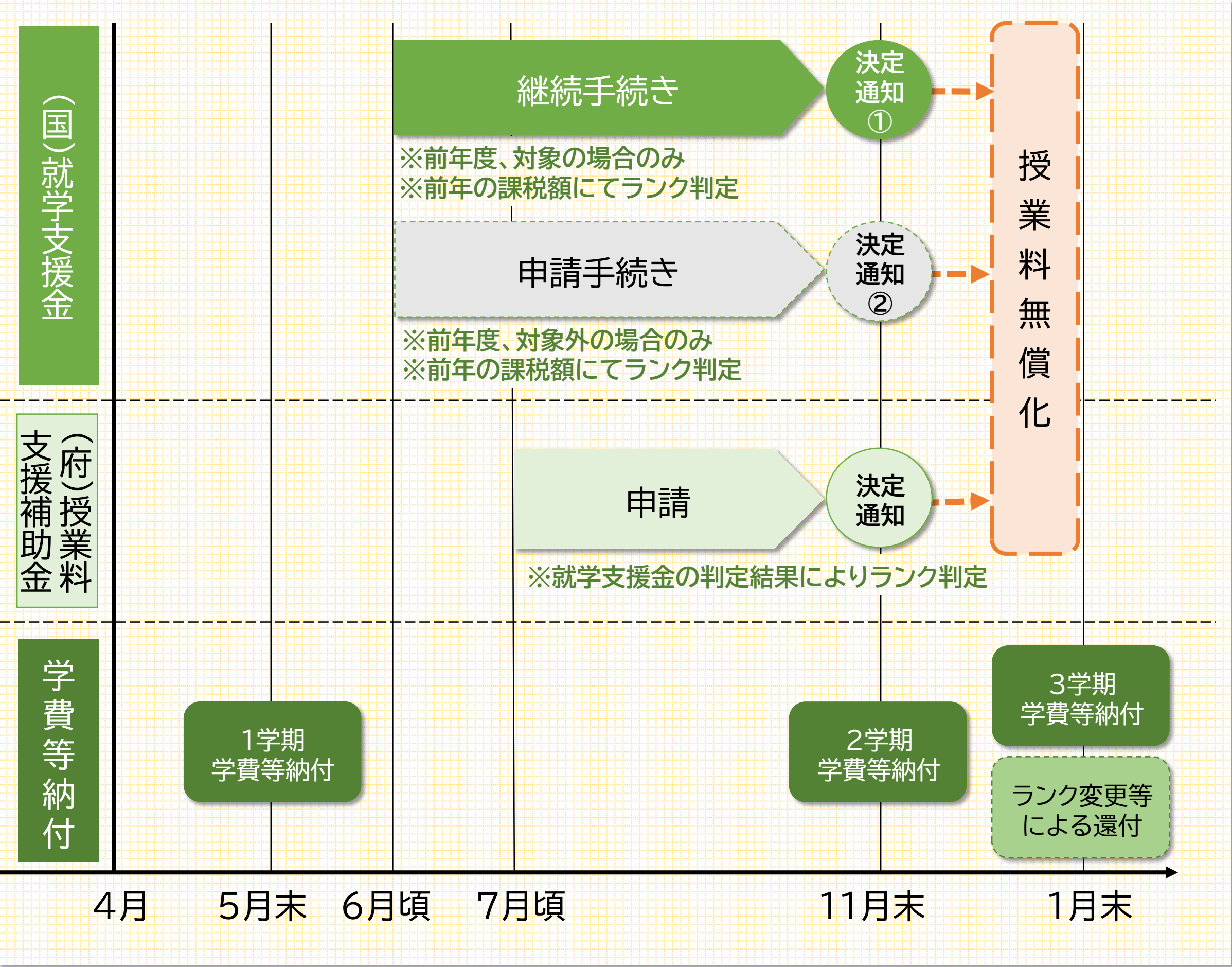
②大阪府外在住



- ・就学支援金申請は申請しない場合でも書類提出が必要です。
- ・申請時にマイナンバー(個人番号)を使用して国が税額のチェック、ランク判定をします。
- ・住民税の申告をしていない、課税地の変更(住所の変更)を学校に伝えていない等でエラーが発生する場合があります。府が定める期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず事前に住民税の申告を行ってください。
- ・お住まいの地域の補助金については、随時事務室よりご案内します。

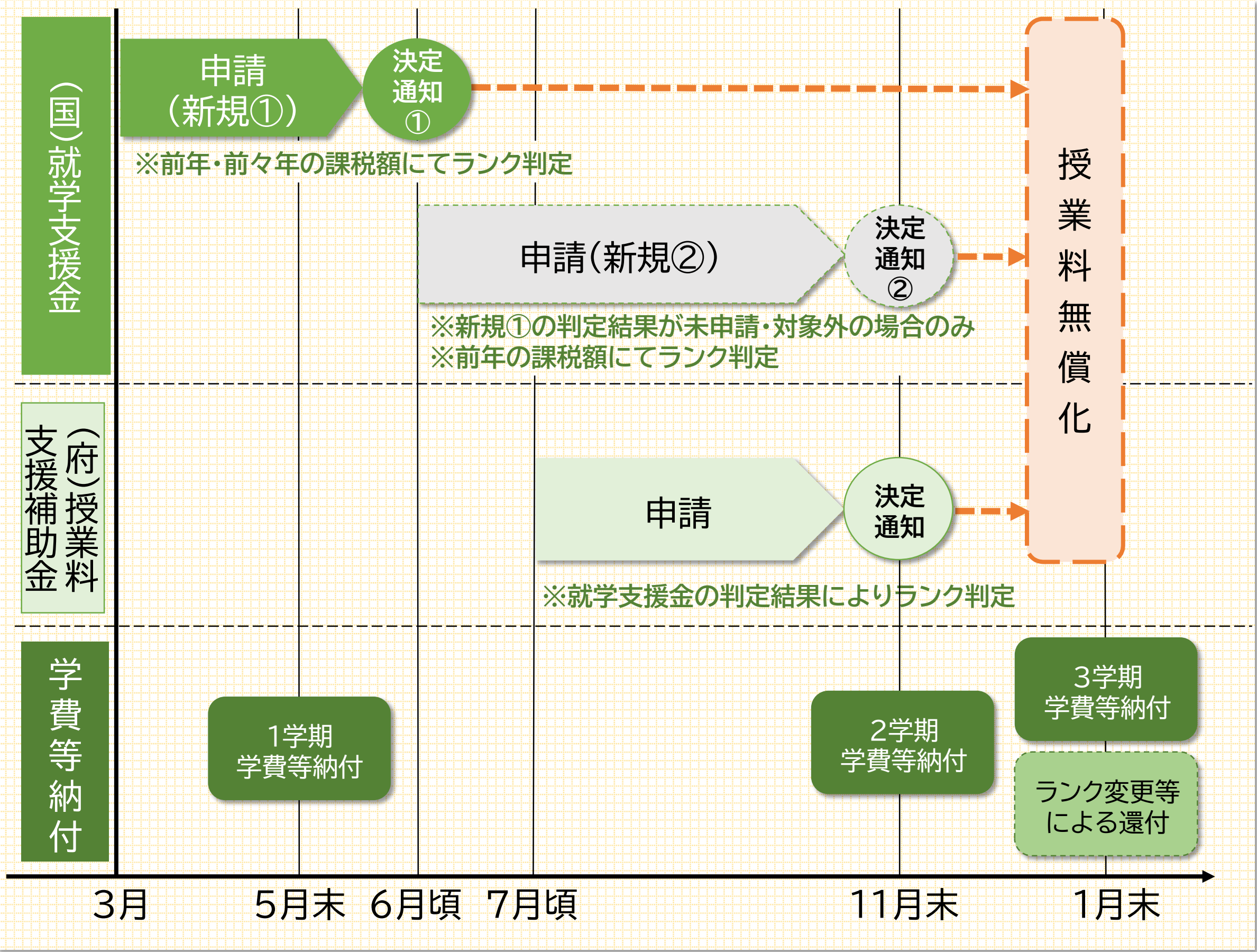
2年生・3年生

①大阪府内在住／前年度申請者(“申請する”として書類提出)



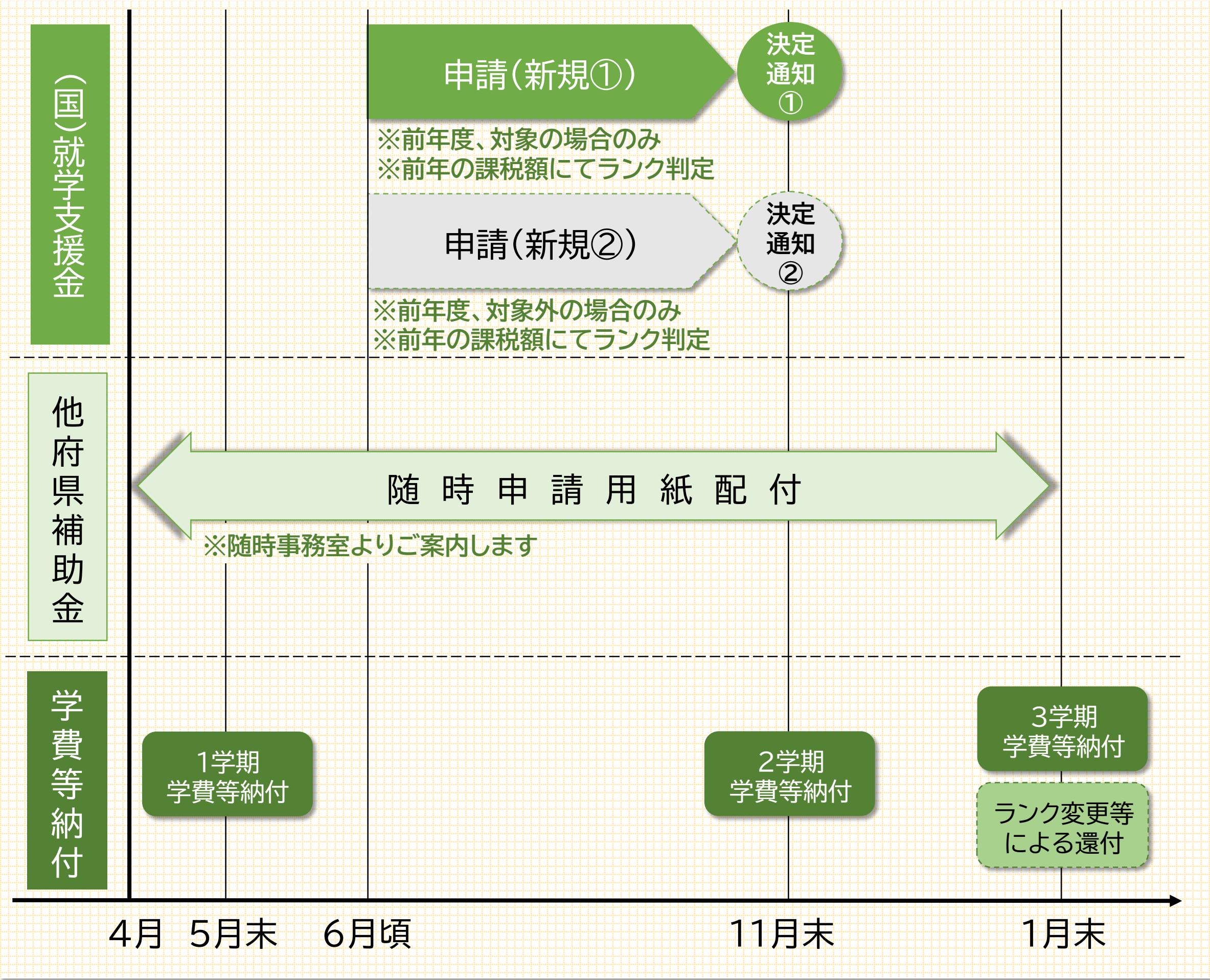
- ・就学支援金は「1回」、授業料支援補助金は「1回」手続きが必要です。
- ・就学支援金、授業料支援補助金それぞれ“申請する”手続き後、授業料無償化制度対象となります。
- ・就学支援金を申請せずに、授業料支援補助金のみを受給することはできません。
- ・申請時にマイナンバー(個人番号)を使用して国が税額のチェック、ランク判定をします。
- ・住民税の申告をしていない、課税地の変更(住所の変更)を学校に伝えていない等でエラーが発生する場合があります。定める期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず事前に住民税の申告を行ってください。

②大阪府内在住／前年度未申請者(“申請しない”として書類提出)



- ・就学支援金・授業料支援補助金受給のためには、それぞれ別の“申請する”手続きが必要です。
- ・就学支援金①が認定された場合、授業料支援補助金の申請を行うと、授業料無償化制度対象となります。
- ・就学支援金①が対象外の場合、就学支援金①と同様の手続きを就学支援金②にて申請を行っていただきます。その後、授業料支援補助金の申請を行い、授業料無償化制度対象となります。
- ・就学支援金を申請せずに、授業料支援補助金のみを受給することはできません。
- ・申請時にマイナンバー(個人番号)を使用して国が税額のチェック、ランク判定をします。
- ・住民税の申告をしていない、課税地の変更(住所の変更)を学校に伝えていない等でエラーが発生する場合があります。府が定める期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず事前に住民税の申告を行ってください。

③大阪府外在住



- ・就学支援金申請は申請しない場合でも書類提出が必要です。
- ・申請時にマイナンバー(個人番号)を使用して国が税額のチェック、ランク判定をします。
- ・住民税の申告をしていない、課税地の変更(住所の変更)を学校に伝えていない等でエラーが発生する場合があります。府が定める期日までにエラー解消ができない場合は申請辞退となり、学費負担が発生します。必ず事前に住民税の申告を行ってください。
- ・お住まいの地域の補助金については、随時事務室よりご案内します。